

公益財団法人神奈川産業振興センター
理事長 武井 政二 様

暴力団等に該当しない旨の誓約書

令和8年度成長分野発注開拓専門員（ビジネスマッチングコーディネーター）に応募するにあたって、私（当法人）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人であるときはその者、法人であるときは役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体であるときは代表者、理事等及びその他経営に実質的に関与している者をいう。）が、

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、暴力団員等（神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第4号に定める暴力団員等をいう。以下同じ。）又は法人等が暴力団経営支配法人等（条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

印

生年月日（個人の場合のみ）

年 月

日生

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（別紙様式又は任意様式にて作成したもの）を添付すること。

役員等名簿

(年 月 日現在の役員)

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住 所
(代表者)			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

(注1) 法人の場合、この様式には登記事項証明書に記載されている事項を記入してください。

(注2) この様式は必要な事項が記載されていればエクセル等の任意様式で作成して差し支えありません。